

お知らせ

7月は青少年の非行・被害防止 全国強調月間です 県HP

次代を担う青少年が健やかに成長することは県民全ての願いです。青少年の非行・被害防止に対する理解を深め、それぞれの地域の活動への積極的な参加とご協力をお願いします。

〈問い合わせ〉青少年育成課
☎092-643-3388 ☎092-643-3389

若者の就職を応援します

県では、個別就職相談や研修など、利用者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施しています。

福岡県若者しごとサポートセンター
〈対象〉おおむね29歳までの求職者
〈問い合わせ〉
☎092-720-8830 ☎092-725-1788

福岡県30代チャレンジ応援センター
〈対象〉おおむね30歳～39歳までの求職者
〈問い合わせ〉
☎092-720-8831 ☎092-725-1788
[HP] <http://www.ssc-f.net>

後期高齢者医療広域連合の 被保険者証が 8月から新しくなります

現在の被保険者証の有効期限は、平成29年7月31日までです。8月1日から使用する被保険者証(水色)が、75歳以上の人もしくは広域連合から障がい者認定を受けている65歳から74歳までの人に、お住まいの市区町村から7月下旬に郵送されます。

7月31日までに届かない場合はお問い合わせください。
〈問い合わせ〉市区町村後期高齢者医療担当課、または福岡県後期高齢者医療広域連合
☎092-651-3111 ☎092-651-3120
[HP] <http://www.fukuoka-kouki.jp/>

薬物乱用は
「ダメ。ゼッタイ。」

木造戸建て住宅の 耐震化を支援します 県HP

耐震改修補助金

昭和56年5月以前に建築された木造戸建て住宅の耐震改修工事や耐震シェルター・防災ベッドの設置に要する費用の一部を、市町村を通じて補助します。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

〈問い合わせ〉住宅計画課
☎092-643-3732 ☎092-643-3737

耐震診断アドバイザー派遣制度

昭和56年5月以前に建築された2階建て以下の木造戸建て住宅を対象に専門家を派遣します。目視による簡易診断(自己負担3千円)または床下・小屋裏進入調査による診断(同6千円)を行うことができます。詳しくはホームページをご覧ください。

〈問い合わせ〉
一般財団法人福岡県建築住宅センター
☎092-781-5169 ☎092-781-5230
[HP] <http://www.fkjc.or.jp/jigyo/tad.php>

8月1日は水の日、 8月1日から7日は 水の週間です 県HP

水は限りある大切な資源です。特に夏は水の使用量が増えます。節水を心がけ、大切に使いましょう。

〈問い合わせ〉水資源対策課
☎092-643-3205 ☎092-643-3207

海外旅行者は感染症に 注意しましょう

帰国した際に、発熱や咳、下痢など体調に不安がある場合や、渡航中に動物にかまれたり、蚊に刺された場合などは、お気軽に検疫所までご相談ください。また、帰国後1カ月以内に体調が悪くなった場合は、お近くの保健所、検疫所に事前にご連絡の上、医療機関を受診してください。

〈相談窓口〉
福岡空港検疫所支所
☎092-477-0210 ☎092-477-0209
福岡検疫所
☎092-291-3585 ☎092-282-1004
〈問い合わせ〉がん感染症疾病対策課
☎092-643-3268 ☎092-643-3331
[HP] <https://www.forth.go.jp/>

高等学校等奨学金 県HP

勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な方に、奨学金(無利子)を貸与しています。

平成30年度予約募集

〈種類〉入学支度金、奨学金
〈応募資格〉平成30年4月に高等学校などに進学を予定しており、保護者が県内に生活の本拠を有していること
〈募集期間〉
7月上旬～(学校により異なります)

緊急募集

〈種類〉奨学金
〈応募資格〉高等学校などに在学中であって、家計の急変により修学が困難となるなど奨学金を緊急に必要とする場合
〈募集期間〉随時
〈問い合わせ〉在学(卒業)の中学校、在学している高等学校など、または県教育文化奨学財団
☎092-641-7326 ☎092-641-7530

児童扶養手当現況届・ 特別児童扶養手当所得状況届 をお忘れなく 県HP

前年の所得状況と8月1日の養育状況を確認します。提出がない場合、8月分以降の手当の支給が一時差し止めとなります。ご注意ください。

〈提出期間〉
[児童扶養手当を受けている人]
現況届:8月1日(火)～31日(木)
[特別児童扶養手当を受けている人]
所得状況届:8月14日(月)～9月11日(月)
〈提出先〉お住まいの市区町村窓口
〈問い合わせ〉お住まいの市区町村の(特別)児童扶養手当担当課または県児童家庭課
☎092-643-3259 ☎092-643-3260

飲酒運転撲滅
飲酒運転は、絶対しない!
させない! 許さない!
そして、見逃さない!

